

平成26年10月7日
中部森林管理局

発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から国土交通省等と連携して農林水産省においても取り組んできました。

今般、中部森林管理局も発注者として、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、国土交通省等と連携して下記のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

なお、本件については、平成26年10月10日以降の入札公告から適用します。

記

1 契約の相手方からの社会保険等未加入建設業者の排除

(1) 平成26年10月10日以降に入札公告を行う工事（平成27年度以降に契約を締結するものを除く。）において、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）について、参加資格がないものとします。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 平成27年度以降に締結する工事の請負契約に係る一般競争に参加する者に必要な資格の審査（「建設工事等契約事務取扱要領標準例の制定について」（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別添第5条に基づく資格の審査をいう。）においては、社会保険等未加入建設業者の申請を受け付けないこととなります。

2 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

1 (1) に定める工事（平成27年度以降に契約を締結するものを含み、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になるものに限る。）において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約を締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）の相手方としてはならないこととなり、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認し、下請契約の相手方が社会保険等未加入建設業者である場合は、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面の提出を求め、必要な場合にはヒアリングを実施し、特別の事情を有しないと認めた場合等は、制裁金を請求することとなります。

3 これらにより、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成 7 年 11 月 28 日付け 7 林野管第 161 号、最終改正：平成 26 年 8 月 20 日付け 26 林政政第 235 号）の別添 2 「国有林野事業工事請負契約約款」を、次のとおり改正しました。

（1）第 7 条の 2 を追加。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第 7 条の 2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000 万円（工事が建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

一 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

二 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

三 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第 1 項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の 10 分の 1 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（2）第 5 1 条に「制裁金」の文言を追加

（制裁金等の徴収）

第 5 1 条 受注者がこの契約に基づく制裁金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺しなお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。